

鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
について

次のように改める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年鹿沼市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第 1 6 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、鹿沼市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師又は弁護士等の学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年鹿沼市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会 委員（医師のうちから委嘱さ れた委員）	同	20,000
災害弔慰金等支給審査委員会 委員（前項の委員を除く。）	同	12,000
災害弔慰金等支給審査委員会 臨時委員	同	7,300